

前橋市罹災証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内で発生した災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(火災による被害を除く。))をいう。以下同じ。)の証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明内容)

第2条 この要綱に基づき発行する罹災証明書は、災害による住家の被害の程度を証明する。但し、確実な証拠によりその事実を市が確認できるものに限る。

2 前項の被害の程度を判断する場合、内閣府(防災担当)で定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に拠るものとする。但し、被害の程度によってはその限りではない。

3 第1項の証明書には、被害額に係る証明を含まないものとする。

(証明の申請)

第3条 前条の証明を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、罹災証明申請書(様式第1号)を市長に申請しなければならない。なお、被害状況の写真の添付は不要とする。但し、申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊等の判定を行う場合には、被害状況の写真の添付を要する。また、判断に疑義が生じる場合は、写真の添付を求めることができる。

2 申請できる者は、被災者(居住者、使用者及び被災物件の所有者)とする。それ以外の者(以下「代理人」という。)が申請する場合は、罹災証明申請書(様式第1号)の申請者欄に申請者の署名に加えて、窓口に来られた方欄に代理人が署名した申請書を提出しなければならない。

(証明書の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請(以下この条において「申請」という。)があったときは、同条の規定により提出された書類(以下この条において「提出書類」という。)を審査し、必要に応じて現地調査を行い、罹災証明書(様式第2号)を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により既に交付した証明書と同一の内容の申請があった場合、提出書類の全部又は一部が必要でないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、当該提出書類の添付を省略させることができる。

(申請期間)

第5条 罹災証明書は、罹災後6月以内に罹災証明申請書(様式第1号)を市長に申請しなければならない。但し、この期間は、災害の規模に応じて変更できるものとし、その場合は、市民への周知を図るものとする。

(様式の特例)

第6条 罹災証明書の様式がその提出先において特に定められている場合には、当該様式への証明をもって第4条第1項に規定する交付に代えることができる。

(再調査の申請)

第7条 第2条第1項の罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、当該罹災証明書及び建物被害認定再調査申請書(様式第3号)を提出して行うものとする。

3 建物被害認定再調査申請書の提出については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条本文で「様式第1号」とあるのは「様式第3号」と読み替えるものとする。

(手数料)

第8条 罹災証明書に係る手数料は、前橋市手数料条例第4条第4号の規定により免除するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月13日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 前橋市罹災証明書・被災届出証明書交付要綱(令和2年11月6日施行)は、本要綱の施行をもって廃止とする。